

東串良町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、東串良町が交付する小型合併処理浄化槽設置整備事業の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 小型合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する10人槽以下の浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上及び放流水のBOD20ミリグラム/1(日間平均値)以下の機能を有するもので、浄化槽法第13条の規定により国土交通大臣の型式認定を受け、かつ、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針について(平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)に示す国庫補助指針に適合するものをいう。
- (3) 専用住宅 主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。
- (4) 環境配慮型浄化槽 浄化槽設置整備事業実施要綱の取扱い(平成18年4月21日付け環廃対発第060421004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室通知)に規定する浄化槽をいう。
- (5) 処分費 小型合併処理浄化槽を設置するに当たり、既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽を処分する費用(清掃、消毒及び汚泥処理、撤去(掘り起こし)、収集運搬、中間処理及び最終処分)をいう。
- (6) 宅内配管工事費 既存単独処理浄化槽からの転換により生活排水を小型合併処理浄化槽に流入させるための管、小型合併処理浄化槽で処理した水を公共用水域に放流させるために必要な管、放流ポンプ槽及び汚水ますの購入並びにそれらの設置工事等に要する費用をいう。
- (7) 町内業者 町内に居住する個人事業主、本町に本社又は本店を置く法人及び本町に支店若しくは営業所を置く法人であって、恒常的に事業を営む者をいう。
- (8) 町外業者 町内業者以外の業者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 町長は、東串良町全地域において、専用住宅に小型合併処理浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けずに、小型合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 専用住宅を借りている者で賃貸人の承諾を得ずに小型合併処理浄化槽を設置する者
- (3) 国、県及び町の施設並びにこれらに準ずる施設で小型合併処理浄化槽を設置する者
- (4) 環境配慮型浄化槽の性能要件を満たさない小型合併処理浄化槽を設置する者
- (5) 町民税等を滞納している者

(6) 浄化槽法定検査未受検の者（既存単独処理浄化槽からの転換に限る。）

(7) 販売目的で、小型浄化槽付き住宅等を建築する者

（補助金額）

第4条 補助金の額は、次に掲げる額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）を合算した額とする。

(1) 小型合併処理浄化槽の設置に要する費用と別表に掲げる補助金額とを比較していずれか少ない方の額

(2) 処理費と9万円とを比較して、いずれか少ない方の額

(3) 宅内配管工事費と30万円とを比較して、いずれか少ない方の額

(4) 町内業者により小型合併処理浄化槽を設置した者においては、第1号の規定による補助金の額に5万円を加えた額とする。ただし、補助金の交付対象者が町内業者である場合を除く。

（補助金交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽設置届出書の写し又は浄化槽審査書の写し（受付済のもの）

(2) 専用住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書

(3) 工事費見積書の写し

(4) 全国浄化槽推進市町村協議会において行う合併処理浄化槽登録制度の登録証の写し及び登録浄化槽管理表（C票）

(5) 浄化槽機能保証に係る保証登録証（市町村用）

(6) 浄化槽設備士免状の写し、又は浄化槽法第42条第1項第2号に定める講習会修了書の写し

(7) その他町長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第6条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金を交付することを決定した者に対しては補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないことを決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知する。

（変更承認申請書等）

第7条 前条第2項の規定により補助金交付決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、同項の補助金交付決定通知を受けた後、補助金の交付申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付申請内容の変更を承認した補助対象者に対しては補助金変更承認通知書（様式第5号）により、併せて事業費に変更を生じたときは補助金変更交付決定通知書（様式第6号）によりそれぞれ通知する。

（実績報告書）

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業が完了したときは、速やかに、実績報告書（様式第7号）に、次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽工事完了検査申請書

- (2) 浄化槽の保守点検及び清掃を行うことができることを証明する書類（浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者に代行させる場合、業務委託契約書の写し）
- (3) 浄化槽法定検査依頼書の写し及び検査手数料支払証明書
- (4) 浄化槽設備士による監督状況が確認できる次に掲げる工事写真
 - ア 工事着工前状況
 - イ 基礎砕石敷設転厚圧工事・寸法
 - ウ 捨てコンクリート・寸法
 - エ 基礎底板スラブ配筋・寸法
 - オ 基礎底板コンクリート・寸法
 - カ 浄化槽本体搬入
 - キ 据付工事
 - ク 嵩上げ・寸法
 - ケ 上部スラブ配筋・寸法
 - コ 上部スラブコンクリート・寸法
 - サ 浄化槽工事竣工状況
- (5) 工事費請求書又は領収書の写し
- (6) 工事チェックリスト
- (7) 既存単独浄化槽又はくみ取便槽を撤去する場合は、撤去に係る次に掲げる工事写真及び産業廃棄物管理票の写し
 - ア 撤去工事着工前状況
 - イ 清掃
 - ウ 撤去工事
 - エ 処理場搬入
 - オ 撤去浄化槽工事竣工状況
- (8) 宅内配管工事をする場合は、施工に係る次に掲げる工事写真及び産業廃棄物管理表の写し
 - ア 工事着工前状況
 - イ 撤去工事
 - ウ 処理場搬入
 - エ 宅内配管、升等施工状況
- (9) 浄化槽使用廃止届出書の写し（既存単独浄化槽からの転換に限る。）
- (10) その他町長が必要と認める書類
（補助金の確定）

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第8号）により速やかに補助対象者に通知する。
（補助金の請求）

第10条 前条の通知を受けた補助対象者が、補助金を請求しようとするときは、補助金交付請求書（様式第9号）に町長が必要と認める書類を添えて町長に提出しなければならない。
（補助金の交付）

第11条 町長は、前条の規定により、補助金の請求を受けたときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第6条を準用し、補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(現場確認)

第14条 町長は、補助事業を適正に執行するため、小型合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場で確認する。

(工事及び維持管理の基準)

第15条 小型合併処理浄化槽の工事及び維持管理は、鹿児島県浄化槽事務取扱要領によるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表 (第4条第1号関係)

区分	補助金額	
	補助金額 (新築)	補助金額 (転換)
5人槽	221,000円	332,000円
7人槽	276,000円	414,000円
10人槽	365,000円	548,000円